

2.3.3 出港届等（外航（運航情報使用））（WOT）

本業務では、「船舶基本情報等事前登録（WBX）」（参照⇒2.2 船舶基本情報等事前登録（外航））業務で登録した情報に基づき、出港情報（以下、「出港届等（外航（運航情報使用））」と呼びます）を複数の宛先または個別の宛先へ送信を行うことができます。本業務では、出港届等（外航（運航情報使用））を登録・訂正・取消することができます。

申請の操作方法については、1.3.2（4）申請業務を参照してください。

表 2.3.3-1 申請が可能な書類の種類

書類	宛先官庁
出港届（または転錨届）及び乗組員氏名表、旅客氏名表の提出	税関
出港届及び乗組員氏名表、旅客氏名表の提出	入管
出港届の提出	港湾管理者
出港届の提出	港長
事前通報の提出	港内交通管制室／ 海上交通センター
航路通報の提出	海上交通センター

<共通事項>

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。
- 船会社が登録する場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報に登録されている船舶運航者と、同一の船会社である必要があります。
- 船舶代理店が登録する場合は、入力した「船舶コード」の船舶基本情報に登録されている船舶運航者の船会社と事前に受委託関係を登録しておく必要があります。ただし、港単位でのみ受委託関係を登録している場合は不要です。

船舶基本情報について

- 船舶は「外航船」で登録されている必要があります。
- 船舶基本情報が削除されていると申請ができません。
- 本業務で入力した出港（予定）年月日より、船舶基本情報の船舶名称切替年月日の方が未来日の場合は、切り替える前（訂正前）の船舶名称で申請されます。
- 本業務の登録または訂正、かつ税関への届出の場合は、本業務で入力した「船舶コード」に対する資格外変港情報を削除します。

船舶運航情報について

- 船舶運航情報が削除されていると申請できません。
- 本業務で入力した「船舶コード」及び「航海番号（１）」に対する船舶運航情報で申請されます。
- 次の仕向港を登録しておく必要があります。
- 本業務の登録または訂正で、船舶情報及び出港港情報を入力した場合は、事前に登録している同一の船舶コード及び航海番号（１）の船舶運航情報の内容を更新します。
 - 出港停泊場所コード
 - びょう泊（予定）年月日時刻（出港時）
 - 離岸（予定）年月日時刻（出港時）

乗組員情報について

- 乗組員情報で「システム処理」を選択した場合は、乗組員情報が削除されていると申請できません。
- 乗組員情報で「システム処理」を選択した場合は、事前に登録している同一の船舶コード及び航海番号（１）に対する乗組員情報の内容で申請されます。
- 乗組員情報で「マニュアル処理」を選択した場合は、乗組員情報のチェックは行われません。

旅客情報について

- 旅客情報で「システム処理」を選択した場合は、旅客情報が削除されていると申請できません。
- 旅客情報で「システム処理」を選択した場合は、事前に登録している同一の船舶コード及び航海番号（１）に対する旅客情報の内容で申請されます。
- 旅客情報で「マニュアル処理」または「旅客なし」を選択した場合は、旅客情報のチェックは行われません。

乗下船判定処理について

- 乗組員情報または旅客情報が登録されており、かつ「システム処理」を選択した場合は、乗下船の判定処理（乗組員数、旅客数の算出）が行われます。

出港停泊場所コードについて

- 入力された「出港停泊場所コード」が内航バースの場合、送信結果画面に確認のための注意喚起メッセージが表示されます。

不開港出入許可申請情報について

- 本業務の登録または訂正、かつ「不開港出入許可申請番号」を入力する場合、以下のことを確認する必要があります。
 - 本業務で入力した「船舶コード」が、「不開港出入許可申請番号」に対する不開港出入許可申請情報に登録されている船舶コードと同一である必要があります。
 - 撤回されていない必要があります。
 - 手作業移行されていない必要があります。
 - 不開港出入許可申請情報に登録されている不開港コードが提出港に係る出港届で登録された次港以降の不開港※¹のいずれかと同一である必要があります。

※ 1 次港以降の不開港とは以下のいずれかで寄港地に登録されている不開港を示します。

表 2.3.3-2 次港以降の不開港の定義及び例

項番	次港以降の不開港の定義	例
1	提出港の次港から次の開港までに寄港する不開港	寄港地が、 開港（提出港）→不開港 A→不開港 B→開港 の場合、不開港 A、不開港 Bが次港以降の不開港となる。
2	寄港地に次の開港が登録されていない場合、提出港の次港以降に寄港する不開港	寄港地が、 開港（提出港）→不開港 A→不開港 B→不開港 C の場合、不開港 A、不開港 B、不開港 Cが次港以降の不開港となる。

- 税関による出港許可が行われた後の訂正の場合は、不開港出入許可申請中ではない必要があります。

訂正について

- 訂正できる出港届等の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は出港届等を提出した利用者と同一である必要があります。
 - 船舶コード、航海番号（1）、出港港コード及び本邦寄港順序が変更されていない必要があります。
- 申請済の出港届等に対して訂正が行われた場合、届出／申請番号（出港届提出番号）には枝番が付加されます。
- 出港届等に対する訂正は、最大99回となっています。

取消について

- 取消できる出港届等の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は出港届等を提出した利用者と同一である必要があります。

- 出港届に対する税関出港許可（転錨届受理）が行われていない必要があります。
- 取消を行う場合、関係官庁に対してあらかじめ連絡することが必要です。

<個別事項>

税関への提出について

- 本業務の登録または訂正、かつ「入港届提出番号」を入力した場合、以下のことを確認する必要があります。
 - 最新の入港届提出番号である必要があります。
 - 税関に入港届が提出されている必要があります。
 - 転錨届ではない必要があります。
 - 当該港において、とん税等非課税の旨が登録されている場合は、税関による非課税の確認登録が行われている必要があります。
 - 次港が転錨以外の場合は、本業務で入力した「船舶コード」「航海番号（１）」「港コード」「本邦寄港順序」と入力した「入港届提出番号」に対する入港届情報に登録されている船舶コード・航海番号（１）・港コード及び本邦寄港順序が同一である必要があります。
 - 次港が転錨の場合は、入力した「船舶コード」「航海番号（１）」と入力した「入港届提出番号」に対する入港届情報に登録されている船舶コード及び航海番号（１）が同一である必要があります。
 - 当該届出とは別の出港届（転錨届）を提出した旨が未登録である必要があります。
 - 入力された不開港出入許可申請番号が、入港届情報の不開港出入許可申請番号に登録されている必要があります。
- 入力した「入港届提出番号」に対する入港届情報に対し、出港届（転錨届）を提出した旨が設定されます※³。
- 入力した「出港停泊場所コード」を管轄する税関官署を届出先税関官署とします。
- 「書類提出先官署コード」を入力しなくても、入力された「出港停泊場所コード」に基づき、提出先の税関官署が決定されます。ただし、「書類提出先官署コード」を入力した場合は、入力した税関官署に提出されます。
- 転錨以外かつ「入港届提出番号」が入力されなかった場合は、税関への届出の場合は出港許可保留となります※²。
- 「入港届提出番号」を入力した場合は、入力内容、船舶運航情報及び入港届情報に登録されている本船の情報に基づき、出港許可または転錨届受理となるか否かが判定されます※³。

表 2.3.3-2 税関による出港許可または転錨届受理の判定

次の寄港地	識別	判定条件	判定結果
他の開港の場合	出港届	とん税等未納状態※3※4※5である	出港許可保留※7
		出港差止状態である	出港許可保留※9
		上記以外	出港許可
同一開港内の場合	転錨届	出港差止状態である	転錨届保留
		上記以外	転錨届受理
不開港※7の場合	出港届	とん税等未納状態※3※4※5である	出港許可保留※7
		出港差止状態である	出港許可保留※9
		不開港出入許可済でない	出港許可保留※8
		上記以外	出港許可

※2 税関による出港許可が行われた後に訂正された場合は行われません。

※3 当該開港で資格外変された場合は、とん税等未納状態の判定処理は行われません。

※4 とん税等未納状態はとん税等非課税の場合を除きます。

※5 入港届情報がとん税等納付済かつとん税等納付保留の場合は含みます。

※6 次港以降の不開港を含みます。

※7 とん税等が未納につき出港許可保留となった場合は、とん税等の納付が確認された後に出港許可となります。

※8 次港以降が不開港につき出港許可保留となった場合は、寄港する全ての不開港に対する不開港出入許可申請が許可された後に出港許可となります。

※9 その他の出港許可保留は、税関による出港許可保留の解除が必要となります。

● 「出港（予定）年月日時刻」は、次の優先順位にて登録されます。

1. 入力された「びょう泊（予定）年月日時刻（出港時）」と「離岸（予定）年月日時刻（出港時）」の早い方を「出港（予定）年月日時刻」とする。
2. 「びょう泊（予定）年月日時刻（出港時）」と「離岸（予定）年月日時刻（出港時）」がいずれも入力されなかった場合は、船舶運航情報のびょう泊（予定）年月日時刻（出港時）と離岸（予定）年月日時刻（出港時）の早い方を「出港（予定）年月日時刻」とする。

入管への提出について

● 以下の情報が送信されます。

- 出港届
- 乗組員名簿
- 旅客名簿

- 申請の訂正を行った後、「書類状態確認（WVS）」（参照⇒2.9.1 書類状態確認）にて処理状態が「受付不能」となっている場合、NACCS上は送信済となっておりますが、乗員上陸許可支援システム上は訂正前の申請について審査中のため、申請が受付されていません。

「書類状態確認（WVS）」にて入管向けの訂正前申請の処理状態が「審査終了済」となっている場合、申請先官署へ該当申請の取下処理を依頼した後、訂正内容を反映した申請を新規に送信してください。

また、「書類状態確認（WVS）」にて入管向けの訂正前申請の処理状態が「訂正依頼済」または「受付済」となっていた場合は、再度訂正の申請を実施してください。

- 申請の取消を行った後、「書類状態確認（WVS）」（参照⇒2.9.1 書類状態確認）にて処理状態が「受付不能」となっている場合、NACCS上は取消となっておりますが、乗員上陸許可支援システム上は取消が受付されていません。

申請先官署へ該当申請の処理状態をお問い合わせください。乗員上陸許可支援システム上で処理状態が「審査終了」または「受付」となっている場合は、申請先官署に取下処理を依頼してください。

港湾管理者への提出について

- 出港届が送信されます。

港長への提出について

- 出港届が送信されます。

港内交通管制室への提出について

- 事前通報が送信されます。
- 事前通報については、入航予定日または運航開始予定日の前日正午までに申請を行ってください。

海上交通センターへの提出について

- 以下の情報が送信されます。
 - 事前通報
 - 航路通報
- 事前通報については、入航予定日または運航開始予定日の前日正午までに申請を行ってください。
- 航路通報については、航路外から航路へ入ろうとする日の前日正午までに申請を行ってください。

<申請等呼出について>

- 申請済の情報を呼び出し修正することで、新規の出港届等を申請することができます。
以下の情報を呼び出すことができます。
 - ・入港前統一申請（外航（運航情報使用））
 - ・入港届等（外航（運航情報使用））
 - ・出港届等（外航（運航情報使用））

<パッケージソフトでの業務について>

- 「船舶基本情報登録（VBX）」業務、「船舶運航情報登録（VTX01）」業務、「乗組員情報登録（VTX02）」業務、「旅客情報登録（VTX03）」業務で登録した内容を呼び出して、本業務を行うことができます。
- 「出港届等（VOX）」業務で提出した届出を、本業務で訂正・取消することができます。

<出港届等（外航（運航情報使用））の提出について>

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」業務（種別：申請情報）で確認できます。

表 2.3.3-3 書類状態確認（WVS）業務（種別：申請情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
港湾管理者への出港届の場合	出港届情報（港湾管理者）
港長への出港届の場合	出港届情報（港長）
港内交通管制室または海上交通センターへの事前通報の場合	事前通報情報

- 以下の帳票をを「書類状態確認（WVS）」業務（種別：帳票情報）で確認できます。
＊ 帳票を確認できる期間は、下記の表の条件から14日間（土日祝含む）可能です。

表 2.3.3-4 書類状態確認（WVS）業務（種別：帳票情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
税関への届出かつ、保留となった場合	出港届（転錨届）提出情報
税関への届出かつ、出港許可または転錨届受理となった場合	出港許可（転錨・出港届受理）通知情報※10
港長が出港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	出港届回答情報（港長）
港湾管理者が出港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	出港届回答情報（港湾管理者）

条件	帳票名
港内交通管制室または海上交通センターが事前通報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	事前通報回答情報
海上交通センターが航路通報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	航路通報回答情報
海上交通センターが航路通報を確認し、入力者に対して交付を行った場合	指示書
海上交通センターが航路通報を確認し、入力者に対して交付を行った場合	勧告書

※ 10 出港届業務で税関出力要表示に「Y」を入力した場合は、入力者ではなく書類提出先税関（監視担当部門）に出力されます（「Y」を入力する場合には税関の同意を得る必要があります）。

- 以下の帳票が宛先官庁に出力されます。

表 2.3.3-5 宛先官庁に出力される帳票

条件	帳票名	出力先
税関への届出かつ、保留となった場合	出港届（転錨届）提出情報（税関用）	書類提出先税関（監視担当部門）
税関への届出かつ、出港許可または転錨届受理となった場合	出港許可（転錨届受理）情報	書類提出先税関（監視担当部門）
税関への出港届（転錨届）情報が訂正または取消された場合	出港届（転錨届）訂正・取消情報	書類提出先税関（監視担当部門）
入管への出港届提出の場合	出港届提出情報	入管
入管への出港届情報が訂正または取消された場合	出港届訂正・取消情報	入管
港湾管理者への出港届提出の場合	出港届提出情報	港湾管理者
港湾管理者への出港届情報が訂正または取消された場合	出港届訂正・取消情報	港湾管理者
港長への出港届提出の場合	出港届提出情報	港長
港長への出港届情報が訂正または取消された場合	出港届訂正・取消情報	港長
港内交通管制室／海上交通センターへの事前通報提出の場合	事前通報提出情報	港内交通管制室／海上交通センター



条件	帳票名	出力先
港内交通管制室／海上交通センターへの事前通報情報が訂正または取消された場合	事前通報訂正・取消情報	港内交通管制室／海上交通センター
海上交通センターへの航路通報提出の場合	航路通報提出情報	海上交通センター
海上交通センターへの航路通報情報が訂正または取消された場合	航路通報訂正・取消情報	海上交通センター